

『電子帳簿保存法改正への対応セミナー』

令和6年1月1日から、請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付又は受領した場合、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要となります。電子メールの本文や添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合は、それぞれの電子データを保存する必要があります。

電子帳簿保存法の改正点や対応について、石井豊税理士が丁寧に説明いたします。

開催日時：令和4年11月28日（月）

午後2時から4時

開催場所：長南町商工会館 会議室

講師：石井豊 税理士

〔講師プロフィール〕

昭和26年 長南町山内に生まれ
明治大学商学部卒業
昭和50年 東京国税局 入局
所得税事務、査察事務、
税務大学校では新人教育に携わる
平成24年 東京国税局 退職
税理士を開業し現在に至る

保存方法は？

保存が必要な電子データとは？

変更点は？



電子帳簿保存法改正への対応セミナー参加申込書

事業所名 _____

電話番号 _____

参加者氏名 _____

11月24日までに長南町商工会にFAX（46-3085）にてお申し込みください。

